

5年間限定！将来の納税不安を大幅に軽減する 事業承継税制の 抜本拡充が 実現しました！

ご案内

昨年12月14日に「平成30年度与党税制改正大綱」が取りまとめられました。本大綱には「事業承継税制」をはじめ、中小企業の賃上げを後押しする「所得拡大促進税制」の延長・拡充、「少額減価償却資産の特例」、「交際費課税の特例」、「土地固定資産税に係る負担調整措置・条例減額制度」の延長等が盛り込まれました。

特に、全国の中小企業から強い要望が寄せられていた事業承継税制については、当所をはじめ全国からの力強い陳情活動により、商工会議所の意見が数多く盛り込まれ、画期的な制度へと抜本的に拡充されました。

今回のセミナーでは「税制改正の主なポイント」5項目について研修いたします。つきましては、会員皆様のご参加をお待ちしております。

受講料
無料

●開催日時：平成30年
2/27 火
16:00~17:00

- 会場：松本商工会館6階 601会議室
(松本市中央1-23-1)
- 講師：日本商工会議所 産業政策第一部
- 定員：60名(定員になり次第締め切り)
- お申込み：下記の申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込み下さい。
- お問い合わせ：松本商工会議所 産業政策委員会事務局
(TEL:32-5350)

税制改正の主なポイント

1. 事業承継税制の抜本拡充
(裏面を参照ください)
2. 所得拡大促進税制の拡充
3. 土地固定資産税の負担調整措置の延長
4. 少額減価償却資産特例の延長
5. 交際費課税の特例の延長

主催 **松本商工会議所 産業政策委員会** 〒390-8503 松本市中央1-23-1
TEL:32-5350 FAX:32-1482

受講申込

FAX: 0263-32-1482 Eメール: soudan@po.mcci.or.jp

事業所名		業種(営業内容)	
所在地	(〒 -)		
代表者名		参加者名	
TEL		FAX	

【個人情報の利用目的について】

本申込書で得ました個人情報につきましては、下記の利用目的の範囲でのみ利用致します。
①申込者の本人確認 ②アンケート実施等による調査研究 ③関連セミナー、イベントのご案内送付

松本商工会議所
(産業政策委員会事務局) 行

FAX.0263-32-1482

平成30年度 税制改正のポイント

松本商工会議所
日本商工会議所

事業承継税制の抜本拡充をはじめ賃上げ、設備投資等を後押しする税制が実現!

将来の納税不安を大幅に軽減する事業承継税制の抜本拡充が実現!

- 今回の改正措置は、世代交代に向けた集中取組み期間として10年間の時限措置【2018年1月～2027年12月まで】となります。
- 税制の適用を受けるには、今後5年以内に承継計画（仮称）を都道府県に提出、10年以内に承継を行う必要があります。

① 事業承継時の納税負担がゼロに!

—対象株式数等の上限撤廃—

現行 実際の猶予割合は53%
(対象株式数上限2/3×猶予割合80%)。残りの47%は納税が必要



改正 対象株式数2/3上限の撤廃、相続時の猶予割合80%→100%引き上げにより、自社株承継時の納税負担がゼロに

② 納税猶予打切りリスクを最小化!

—雇用維持要件の実質撤廃—

現行 5年平均で80%維持（雇用維持できない場合は、利子税付きで全額納付）



改正 雇用維持要件は実質撤廃（雇用5年平均80%を下回る場合でも猶予税額は納付不要）

Point

承継後5年間で雇用者数が平均80%を下回る場合
都道府県へ、承継後5年間で雇用者数が平均80%を下回った理由報告が必要
経営悪化が理由の場合は、認定支援機関による指導・助言が必要

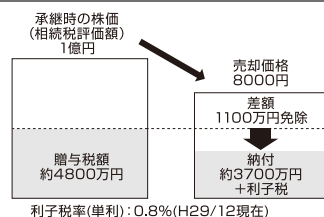
③ 将来の納税不安を大幅軽減!

—経営環境変化に応じた減免制度の創設—

現行 納税免除は後継者死亡、破産の場合等限定的



改正 株式売却、廃業時点の株価で税額を再計算し、承継時との差額を免除



Point

差額免除措置の適用対象
株式売却：全ての企業（経営を継続しない理由提示のみ）
廃業：経営環境変化の影響を受けた企業（経営指標による判定あり）

④ 多様な事業承継を促進!

—複数承継の対象化—

現行 先代1人から後継者1人への株式承継に限定



改正 配偶者や従業員からの贈与・相続や、後継者が複数（3人まで）での承継も対象化

※後継者要件：代表者、株式10%以上保有等

事業承継税制を活用した自社株式の承継のモデルケース

※その他の要件等は、現行の事業承継税制と同様

